

# 平成 28 年度社会教育主事講習受講案内

北海道教育大学

## 1 目的及び性格

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 実施機関名 北海道教育大学

3 講習期間 平成28年7月26日(火)～8月16日(火)(期間中19日間)

4 講習会場 北海道教育大学札幌駅前サテライト「hue pocket」  
(札幌市中央区北5条西5丁目7 sapporo55ビル4階)  
北海道教育大学 アーツ&スポーツ文化複合施設 HUG  
(札幌市中央区北1条東2丁目4)  
札幌エルプラザ(札幌市男女共同参画センター)  
(札幌市北区北8条西3丁目)  
石狩市民図書館(実地研修会場)  
(石狩市花川北7条1丁目26)

## 5 科目名, 単位数, 配当時間数及び日程

科目名	単位数	配当時間数	日程
生涯学習概論	2	32	別記1のとおり
社会教育計画	2	30	
社会教育演習	2	46	
社会教育特講	3	46	

## 6 受講資格及び受講者数

社会教育主事講習等規程第2条の規定に該当する者 30名

## 7 受講申込方法

- 北海道内在住の受講希望者の方  
次の関係書類を添えて、住所地又は勤務地管内の教育局に6月7日(火)までに申込みを行ってください。
  - 北海道外在住の受講希望者の方  
次の関係書類を添えて、住所地又は勤務地の都府県の教育委員会に6月7日(火)までに申込みを行ってください。
- ※ 受講の申込みを受けた各都府県の教育委員会は、関係書類を取りまとめの上、6月10日(金)までに北海道教育委員会へお送り願います。

- (1) 受講申込書（様式1） 1部  
（一部科目の受講について別記2参照）

- ① 「E-MAIL アドレス」について  
講習期間中、申込書に記入いただいた E-MAIL アドレスに連絡事項を送ることがあります。講習期間中にメールを確認できるアドレスについても記入してください。
- ② 「単位修得の認定を受けた科目及び単位」について  
受講申込書の備考欄に、「単位の認定を証明する関係書類を添付してください」とありますが、北海道教育大学で開講された講習を受けて、単位修得の認定を受けた場合（または、他大学等で修得した単位が、北海道教育大学の講習単位として認定された場合）、関係書類の添付は不要ですが、単位修得の認定を受けた科目と単位のほかに、認定を受けた年度についても記入してください。
- ③ 「単位修得の認定を希望する科目及び単位」について  
講習科目の代替申請を行う科目については、単位修得の認定を希望する科目及び単位の欄へ、科目及び単位を記入してください。なお、申請を行う科目の受講希望科目欄は、空欄で提出してください。

- (2) 受講資格を証明する関係書類（いずれか1種類） 1部  
① 卒業（修了）証書の写又は卒業（修了）証明書  
② 教育職員の普通免許状の写又は教育職員免許状授与証明書  
③ 所属長の証明する勤務証明書（様式2）  
（社会教育主事講習等規程第2条の第3, 第4, 第5号該当者。該当者についてはp.5参照）

- (3) 履歴書（様式3） 1部

- (4) 受講承諾書（勤務先のある方は提出してください。）（様式4） 1部

- (5) 社会教育主事に採用予定の方は、それを証明する書類 1部  
（採用予定年月日、採用予定の場所を記載のもの）（様式任意）

- (6) 返信用定形外（角2）封筒 2部  
（あて先明記の上、それぞれ 140 円切手を貼付してください。）

## 8 講習科目の代替申請

講習における講習科目の代替を希望する方は、次の申請書を6月10日（金）までに、北海道教育大学へ提出してください。

- ・単位修得認定申請書（該当者のみ）（様式5） 1部  
（講習科目の代替について別記2参照）

## 9 受講者の決定

大学に設置されている運営委員会において決定します。

なお、受講者の選定にあたっては、道内各市町村の採用予定者を優先する場合があります。選考結果については、6月下旬から7月上旬に本人あて通知します。

## 10 受講に要する経費

受講料は無料ですが、受講に要する経費として、以下の金額（予定）を開講式当日に納付いただきます。

- ・講習集録集印刷・郵送代，実地研修保険加入料（5，125円）【全員】  
※今年度の金額が確定次第，別途お知らせします。

また，受講する科目によっては，講師が指定する教材費，施設の見学に係る入場・入館料，交通費等が発生することがありますが，個人負担となりますのでご了承願います。  
詳細については，受講決定後にあらためてお知らせします。

## 11 個人情報の取扱いについて

受講申込により提出された書類に記載された氏名，住所，電話番号等の個人情報は，受講申込書類等に不備等があった場合の連絡，受講許可書の送付及び受講期間中の事務連絡等，受講にかかる事務処理のために利用します。

## 12 その他

- ・ 宿泊・食事の斡旋は行っておりませんので，各自で手配してください。
- ・ 社会教育主事になるためには，社会教育主事になりうる資格を有している方で，都道府県・市町村教育委員会等に採用後，「社会教育主事」として発令を受けることで，その職務に就くことができます。採用方法については，都道府県又は市町村教育委員会に直接お問い合わせ願います。

【問い合わせ先】  
北海道教育大学学務部教務課教務企画グループ  
TEL 011-778-0946

## ◎ 講 習 日 程

月 日	曜日	8:30～10:30	10:30～12:30	13:30～15:30	15:30～17:30	17:30～19:30	
<b>会場：北海道教育大学札幌駅前サテライト (hue pocket) 札幌エルプラザ (札幌市男女共同参画センター)</b>							
7. 26	火	—	—	開 講 式 (13:00～13:30) オリエンテーション (13:45～15:00)	社会教育演習 I	社会教育演習 I	
27	水	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	—	
28	木	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	—	
29	金	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	—	
30	土	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	—	
31	日	休					
8. 1	月	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	
2	火	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	
3	水	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	社会教育計画	
<b>実地研修 (石狩市)</b>							
4	木	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	
5	金	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	
6	土	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	社会教育演習 II A	—	
7	日	休					
<b>会場：北海道教育大学札幌駅前サテライト (hue pocket) 北海道教育大学アーツ&amp;スポーツ文化複合施設 HUG 札幌エルプラザ (札幌市男女共同参画センター)</b>							
8	月	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	—	
9	火	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	—	
10	水	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	—	
11	木	休					
12	金	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講		
13	土	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	—	
14	日	—	社会教育特講	社会教育特講	社会教育特講	—	
15	月	社会教育演習 II B	社会教育演習 II B	社会教育演習 II B	社会教育演習 II B	—	
16	火	社会教育演習 II B	社会教育演習 II B	社会教育演習 III	閉 講 式 (クロージングの ワーク含む) (17:00 終了)	—	

## 1 講習の一部科目の受講について

講習の一部科目の受講（分割受講）については、講習の実施に支障のない限り、当該科目の受講について配慮します。

なお、社会教育演習の受講については、他の3科目（生涯学習概論、社会教育計画、社会教育特講）をすべて修得されている方についてのみ認めます。

## 2 講習における講習科目の代替について

社会教育主事講習等規程第7条の第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する方は、単位修得認定申請書（様式5）を6月10日（金）までに下記の申請先に提出してください。後日、大学に設置されている運営委員会において書類等を審査し、単位を修得したものと認める者に対し単位修得認定書を交付します。

なお、認定とならなかった科目は受講することができますので、受講を希望する場合は、下記申請先までお問い合わせください。

単位修得認定申請書（様式5）に添付する書類

- ① 大学において単位を修得した方
  - ・単位修得証明書 1部
  - ・認定を希望する科目のシラバス等講義内容のわかるもの 1部
  
- ② 講習等大学以外で単位を修得した方
  - ・講習等名、受講科目、単位数及び受講期間等の内容を記載した証明書 1部

### 【申請先】

〒002-8501

札幌市北区あいの里5条3丁目1-3

北海道教育大学学務部教務課教務企画グループ

TEL 011-778-0946

(参考)

○ **社会教育主事講習等規程第2条関係**

第2条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号。以下「改正法」という。)附則第2項の規定に該当する者
- 2 教育職員の普通免許状を有する者
- 3 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 4 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者
- 5 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

第2条の2 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

○ **社会教育主事の資格について(社会教育法第9条の4関係)**

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあった期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体を実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イまたはロに掲げる期間に該当する期間を除く)
- 2 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

○ **社会教育主事講習等規程第7条関係**

第7条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第3条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもって同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。
- 3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で第3条に規定科目の全部又は一部の履修に相当するものを行っている場合には、当該学修を当該科目の全部又は一部の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

○ **文部科学大臣が定める学修について(社会教育主事講習等規程第7条第3項関係)**

- 1 文部科学省(国立教育政策研究所を含む。)、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する研修における学修
- 2 地方公共団体が実施する研修における学修
- 3 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)による学芸員の試験認定に係る学修(当該試験認定の試験科目について合格点を得ている場合に限る。)
- 4 図書館法(昭和25年法律第118号)第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- 5 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修
- 6 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の名称等に関する省令(平成12年文部省令第49号)に規定する認定技能審査に係る学修(当該認定技能審査に合格している場合に限る。)
- 7 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る修学
  - イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
  - ロ 審査の実施に関し、十分な社会的信用を得ていること。
  - ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。
  - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。
- 8 社会教育法第51条第1項の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育における学修
- 9 大学が行う公開講座における学修